

平成 30 年度  
利尻富士町通学路防犯・交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 30 月 8 月

利尻富士町通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

昨今、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生していることから、平成28年度に各関係機関により「利尻富士町通学路安全推進会議」を設置し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保対策に取り組んできました。

しかし、全国的には地震によるブロック塀倒壊に伴う登校中の死亡事故や、下校中の児童が殺害される等の痛ましい事件も発生していることを踏まえ、登下校中の交通事故や自然災害による事故防止に加えて、防犯の観点からも、再度緊急合同点検を実施し必要な対策内容について協議しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 合同点検実施日時

日 時：平成30年7月19日 13：30～17：00

## 3. 利尻富士町通学路安全推進会議

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「利尻富士町通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは本会議で議論し策定しました。

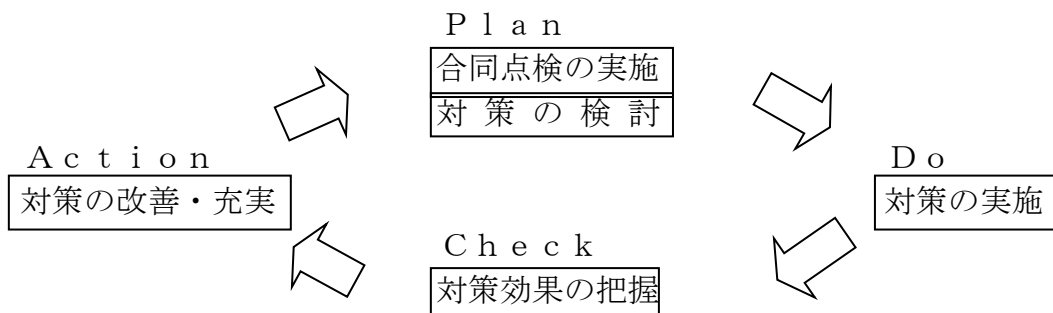
- ・利尻富士町教育委員会・利尻富士町総務課・利尻富士町建設課
- ・町内各小中学校PTA
- ・町内各小中学校
- ・北海道旭川方面稚内警察署（鬼脇・駕泊駐在所）
- ・北海道稚内建設管理部利尻出張所

## 4. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的に合同点検を継続するうえで、PDCAサイクルによる対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図るとともに、通学路の安全性の向上を図っていきます。

#### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



### (2) 定期的な合同点検

#### ○ 合同点検の実施時期等

- ・道路新設など周辺交通状況の大きな変化により通学路を見直した場合は、その都度合同点検を行うこととします。
- ・降雪時の危険箇所については、関係機関の情報や積雪状況に応じて適宜対応します。



別添①

利尻富士町内通学路の要対策箇所一覧（H30年度）

【鴛泊小学校・鴛泊中学校】

	路線名	住所・箇所名	点検箇所の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策状況
①	鴛泊市街9号線外	利尻富士町鴛泊通学路一円	通学路の表示がない。	表示板等の設置	利尻富士町	適時対策
②	利尻富士利尻線	利尻富士町鴛泊字富士野 (町総合体育館周辺)	外灯がなく暗い。特に冬季は暗くなるのが早いため危険な状況。	外灯（防犯灯）の設置	利尻富士町	適時対策
③	利尻富士利尻線	利尻富士町鴛泊字栄町	歩道の未整備箇所があり、車道幅員も狭隘で、車両通行及び歩行に支障をきたし、非常に危険な状況である。	車道拡幅、歩道設置の整備中	北海道	事業 実施中






【利尻小学校・鬼脇中学校】

	路線名	住所・箇所名	点検箇所の状況・内容	対策内容	事業主体	対策状況
①	杓形仙法志鴛泊線	利尻富士町鬼脇字鬼脇	歩道上に一部凹凸箇所がある。	現状を調査し補修対策を立案する	北海道	適時対策
②	鬼脇中央線外	利尻富士町鬼脇通学路一円	通学路の表示がない。	表示板等の設置	利尻富士町	適時対策
③	鬼脇ヤムナイ沢線	利尻富士町鬼脇字鬼脇 (鬼脇支所前交差点)	横断歩道の設置がない。	横断歩道の設置検討	公安委員会	設置要望

別添② 鷺泊小学校・鷺泊中学校通学路 対策箇所図

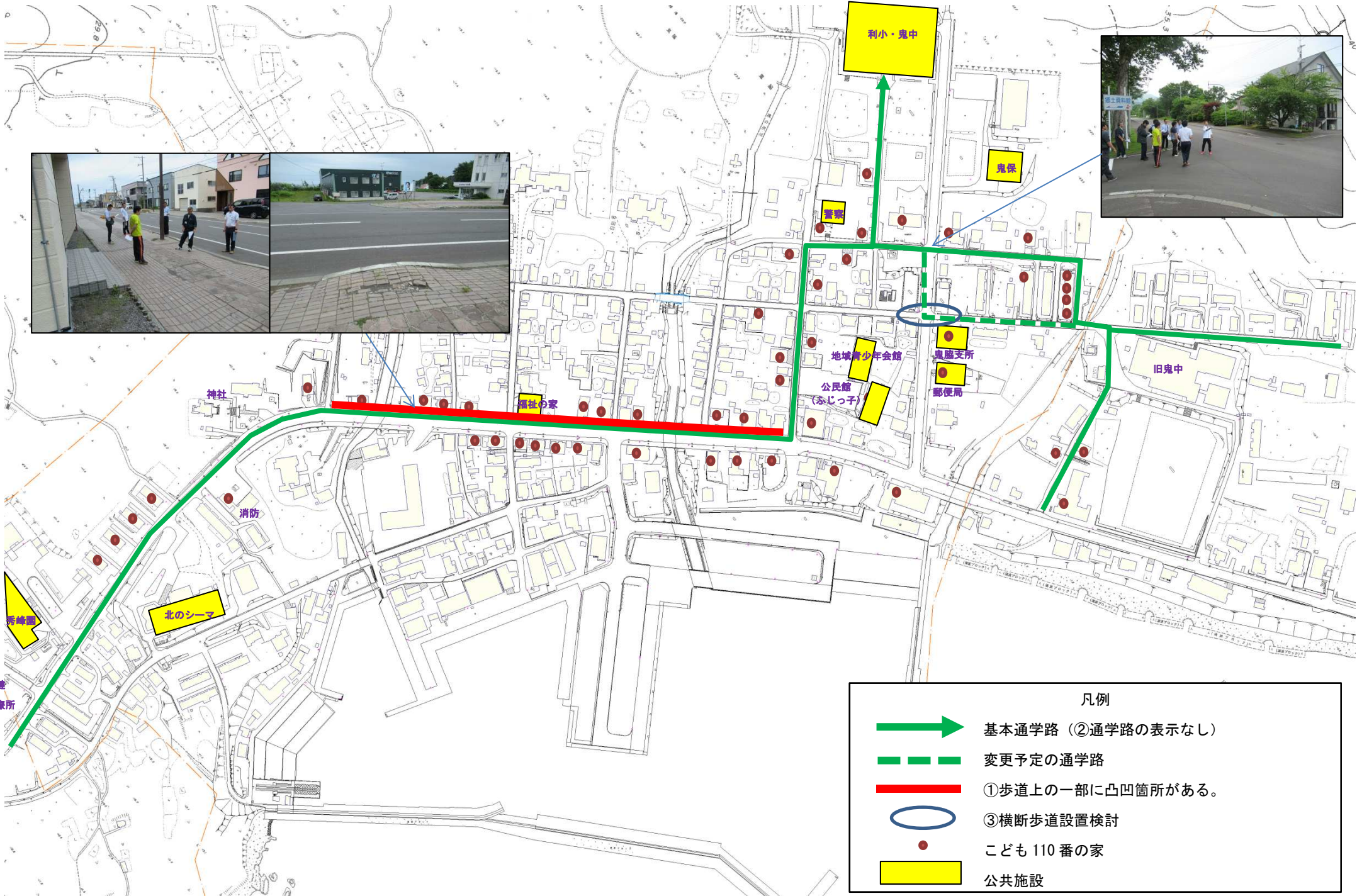


凡例

-  基本通学路 (①通学路の表示なし)
-  ②外灯が無く暗い。
-  ③歩道の未整備箇所あり・車道幅員狭隘
-  こども 110 番の家
-  公共施設



別添② 利尻小学校・鬼脇中学校通学路 対策箇所図







# 利尻富士町登下校防犯プラン

## ★利尻富士町登下校防犯プランとは

登下校時における児童生徒等の防犯上の安全を確保するため、地域社会全体で取り組むべき防犯対策のプランです。

以下の5項目を防犯対策の重点項目として取り組みを推進します。

### 重点項目① 地域における連携の強化に取り組みます。

地域の連携の場として「利尻富士町通学路安全推進会議」を活用し実行的な対策に結び付けます。

### 重点項目② 通学路の緊急合同点検の実施及び環境の整備改善を進めます。

緊急合同点検の実施により作成した「地域安全マップ」を活用し関係機関により危険個所を共有し、効果的な見守りや防犯灯の設置等環境の整備改善に繋げるなど防犯のまちづくりを推進します。

### 重点項目③ 不審者情報等の共有及び迅速な対応を行います。

不審者・害獣対策として、「学校における不審者・害獣出没情報に対する対応基準」により迅速な対応・関係者間の情報共有を図ります。

### 重点項目④ 多様な担い手による見守りの活性化を図ります。

「一人区間」などの「見守り空白地帯」を埋めるため、地域全体として「子ども110番の家」への参加を推進します。

### 重点項目⑤ 子供の危険回避に関する対策の促進を図ります。

子供自身が、危険予測・回避能力を身に付けるため防犯教育を推進します。



## 学校における「不審者・害獣出没情報」に対する対応基準

対応水準	フェーズ（具体的な局面）	学校の措置	教職員の対応
レベル4	脅威が現在進行形で展開されている状況（逃走中、逮捕・捕獲行動など）	臨時休校 （逮捕または捕獲により脅威が完全に除去されるまでの期間）	自宅待機
レベル3	レベル2の状況があり、より脅威が迫る可能性が高いと判断される状況	（レベル2の体制を維持し）始業時間の繰り下げ・下校時間の繰り上げ	引率・見守り
レベル2	情報確度も高く、身近で具体的な目撃情報、物的情報がある状況	保護者による登下校時の完全保護及び役場、地域、教職員による登下校完了までの見守り体制	見守り
レベル1	情報確度は高いが、脅威がそれほど差し迫っていないと判断される状況	文書・連絡網・学校メール等による注意喚起 （登下校時の集団登校や保護者送迎の奨励）	時間内巡回
レベル0	情報根拠が曖昧、または未確定要素が多い、誤情報の確率が高いと判断される状況	教職員内での情報共有 （児童生徒及び保護者への指示等はしない）	

※判断及び実施にあたっては、関係機関（役場・警察・教委・専門家・近隣校）と協議する。